○国土交通省告示第四百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年四月三日

国土交通大臣　前田　武志

一　静岡県西倉沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた区域。

静岡県静岡市清水区興津井上町字駒ノ爪　八六三番三　一号

八六三番一五　三号

字蜘ヶ背　九三六番二一　二号

○海上保安庁告示第八十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　石巻港第一号灯浮標

位置

所在地　宮城県石巻港（石巻港雲雀野防波堤灯台の西南西方約四三〇メートル）

北緯　三八―二三―五〇

東経　一四一―一五―三五

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

変更年月日　平成二十四年二月二十三日

名称　天巌鼻灯台

位置

所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（天巌鼻）

北緯　三二―五五―四九

東経　一三二―三四―〇三

変更した事項

光度　五、六〇〇カンデラ

光達距離　一二・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで七三メートル

変更年月日　平成二十四年二月二十三日

名称　奥洞海航路第十号灯浮標

位置

所在地　関門港若松区（二島信号所の南西方約五九〇メートル）

北緯　三三―五二―五二

東経　一三〇―四六―一九

変更した事項

光度　実効光度一〇カンデラ

変更年月日　平成二十四年二月二十三日

○海上保安庁告示第八十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　神戸第一防波堤西灯台

位置

所在地　阪神港神戸区（第一防波堤西端）

北緯　三四―三九―一一

東経　一三五―一一―二五

変更した事項

灯質　連成不動単閃赤光　毎三秒に一閃光

光度　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ

光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十四年二月二十四日

名称　神戸和田岬防波堤灯台

位置

所在地　阪神港神戸区（和田防波堤外端）

北緯　三四―三九―一〇

東経　一三五―一一―一五

変更した事項

灯質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光

光度　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ

光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

記事　削除

変更年月日　平成二十四年二月二十四日

名称　奥洞海航路第六号灯浮標

位置

所在地　関門港若松区（二島信号所の東方約九〇〇メートル）

北緯　三三―五三―〇六

東経　一三〇―四七―一一

変更した事項

光度　実効光度一〇カンデラ

変更年月日　平成二十四年二月二十四日

名称　奥洞海航路第十二号灯浮標

位置

所在地　関門港若松区（二島信号所の西南西方約一・五キロメートル）

北緯　三三―五二―四三

東経　一三〇―四五―四三

変更した事項

光度　実効光度一〇カンデラ

変更年月日　平成二十四年二月二十四日

名称　奥洞海航路第十四号灯浮標

位置

所在地　関門港若松区（二島信号所の西南西方約二・一キロメートル）

北緯　三三―五二―三七

東経　一三〇―四五―二一

変更した事項

光度　実効光度一〇カンデラ

変更年月日　平成二十四年二月二十四日

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　呼子港波戸沖海洋牧場浮標灯

位置

所在地　佐賀県呼子港（波戸岬灯台の東南東方約一・四キロメートル）

北緯　三三―三三―〇九

東経　一二九―五一―四〇

廃止年月日　平成二十四年二月二十八日

○海上保安庁告示第八十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　苅田港南第一号灯浮標

位置

所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の西南西方約三五〇メートル）

北緯　三三―四七―四六

東経　一三一―〇〇―三五

変更した事項

光度　実効光度一〇カンデラ

光達距離　二・五海里

変更年月日　平成二十四年二月二十八日

○海上保安庁告示第八十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　北電知内発電第一号灯標

位置

所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東南東方約六七〇メートル

北緯　四一―三四―五九

東経　一四〇―二六―三二

変更した事項

光度　実効光度三〇カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル

変更年月日　平成二十四年二月二十九日

名称　気仙沼西湾第一号灯浮標

位置

所在地　陸前大島灯台（宮城県気仙沼市）の南方約二・〇キロメートル

北緯　三八―四八―四七

東経　一四一―三七―二三

変更した事項

光度　実効光度一〇〇カンデラ

光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十四年二月二十九日